

令和3年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
教育総務課	廃棄物処理委託	県立学校高濃度PCB廃棄物処理業務	令和3年8月17日 ~ 令和4年3月31日	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北九州PCB処理事業所	145,153,008	高濃度PCB廃棄物は通常の産業廃棄物処理施設では処分できず、環境省策定のPCB廃棄物処理基本計画により、当該事業所で処理することとされているため。	2	3イ
教職員課	報酬支払システム追加改修業務委託	報酬支払システム追加改修業務	令和3年8月1日 ~ 令和4年3月31日	株式会社アイシーエス	11,693,000	当該システムは、著作権を有する当該事業者以外にシステムの改修を行うことができないため。	2	3イ
高校教育課	外国語指導助手派遣業務委託	県内の県立高等学校への外国語指導助手の派遣	令和3年9月1日 ~ 令和4年3月31日	株式会社インタラック関西東海	22,360,800	新型コロナウイルス感染症の影響で、国のJETプログラムにより本県に新規来日予定であったALTの配置が見送られたため、民間企業からの派遣による対応が必要となった。 高度な指導力や英文法等の知識を持ったALTを複数の県立高校に派遣するという特殊な業務であるため、採用基準やシステムが確立されており、県内市町における採用実績が豊富な当該事業者を他にはないと判断したため。	2	3イ
特別支援教育課	スクールバス感染症対策業務委託	県立特別支援学校(野洲養護学校)のスクールバス増便分の運行委託(単価契約)	令和3年8月30日 ~ 令和3年12月23日	近江鉄道株式会社	5,148,000	コロナの緊急対応として一般競争入札により執行した1学期のスクールバス増便分運行業務を2学期においても行うものであり、各学校のバス運行に係る詳細や感染症対策の状況を熟知している同じ事業者を引き続き委託することが円滑かつ良好な業務に必要であるため。	2	3イ
特別支援教育課	スクールバス感染症対策業務委託	県立特別支援学校(北大津養護学校)のスクールバス増便分の運行委託(単価契約)	令和3年9月1日 ~ 令和3年12月23日	近江鉄道株式会社	5,105,100	コロナの緊急対応として一般競争入札により執行した1学期のスクールバス増便分運行業務を2学期においても行うものであり、各学校のバス運行に係る詳細や感染症対策の状況を熟知している同じ事業者を引き続き委託することが円滑かつ良好な業務に必要であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
特別支援教育 課	スクールバス感染症対 策業務委託	県立特別支援学校(三 雲養護学校)のスクー ルバス増便分の運行 委託(単価契約)	令和3年9月1日 ~ 令和3年12月23日	滋賀観光バス株式会社	5,645,640	コロナの緊急対応として一般競争入札により執行 した1学期のスクールバス増便分運行业務を2学 期においても行うものであり、各学校のバス運行 に係る詳細や感染症対策の状況を熟知している 同じ事業者を引き続き委託することが円滑かつ良 好な業務に必要であるため。	2	3イ
特別支援教育 課	スクールバス感染症対 策業務委託	県立特別支援学校(草 津養護学校)のスクー ルバス増便分の運行 委託(単価契約)	令和3年9月1日 ~ 令和3年12月23日	滋賀観光バス株式会社	5,027,880	コロナの緊急対応として一般競争入札により執行 した1学期のスクールバス増便分運行业務を2学 期においても行うものであり、各学校のバス運行 に係る詳細や感染症対策の状況を熟知している 同じ事業者を引き続き委託することが円滑かつ良 好な業務に必要であるため。	2	3イ
特別支援教育 課	スクールバス感染症対 策業務委託	県立特別支援学校(甲 良養護学校)のスクー ルバス増便分の運行 委託(単価契約)	令和3年9月1日 ~ 令和3年12月23日	滋賀中央観光バス 株式会社	5,027,880	コロナの緊急対応として一般競争入札により執行 した1学期のスクールバス増便分運行业務を2学 期においても行うものであり、各学校のバス運行 に係る詳細や感染症対策の状況を熟知している 同じ事業者を引き続き委託することが円滑かつ良 好な業務に必要であるため。	2	3イ